

九州大学アイソトープ統合安全管理センター利用料金規程

平成24年度九大規程第17号
施行：平成24年 9月10日
最終改正：令和 2年 3月31日
(令和元年度九大規程第166号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学アイソトープ統合安全管理センター（以下「センター」という。）の利用に係る料金の額及び徴収方法について定めるものとする。

(利用料)

第2条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に掲げる利用料を支払わなければならない。

(徴収方法)

第3条 前条に規定する利用料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、所定の期日までに支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として返還しない。

(損害賠償)

第4条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、設備等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、アイソトープ統合安全管理センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年9月10日から施行し、平成24年9月1日より適用する。

附 則（平成26年度九大規程第102号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第166号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

アイソトープ総合センター病院地区実験室の利用料

料金項目	利用料
登録者管理料	1人当たりの月額 1,500 円
実験スペース管理料	(1)大型実験台 月額 3,000 円
	(2)中型実験台 月額 2,300 円
	(3)小型実験台 月額 900 円
入室料	1人当たりの日額 1,000 円
アイソトープ管理料	1個当たりの年度額 3,000 円

備考

利用が許可されていない実験台に器具物品等を放置している者で、当該実験台を占有しているとアイソトープ総合安全管理センター長が認めるものについては、当該実験台に係る実験スペース管理料相当額を徴収する。